

## 国際開発協力基本法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、我が国が世界の平和と人類の福祉に貢献する上において国際開発協力が極めて重要であり、かつ、国際開発協力が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、国際開発協力に関する基本原則その他の基本的事項を定めることにより、国際開発協力の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とすること。(第一条関係)

#### 二 定義

この法律において、「国際開発協力」とは、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済若しくは社会の開発又は住民の生活の安定若しくは福祉の向上のための資金協力又は技術協力で国が直接又は間接に開発途上地域の政府又は国際機関に対して行うものをいうこと。(第二条関係)

#### 三 主権の尊重等

国際開発協力は、主権の相互尊重、平等及び内政に対する相互不干渉の諸原則に従って行われなければな

らないこと。(第三条関係)

#### 四 自助努力の支援

国際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民の自助努力を支援することを旨として行われなければならないこと。(第四条関係)

#### 五 住民の生活及び環境への配慮

国際開発協力を実施するに当たっては、開発途上地域の住民の生活及び環境に対する影響について、十分配慮しなければならないこと。(第五条関係)

#### 六 軍事的用途への転用の防止等

国際開発協力を実施するに当たっては、軍事的用途に転用され、又は国際紛争を助長することとならないよう十分な措置が講じられなければならないこと。(第六条関係)

#### 七 外国政府等との協力

国際開発協力は、開発協力を行う外国政府、国際機関及び民間の組織と相互に協力しつつ、行われなければならないこと。(第七条関係)

## 八 資金の確保

国は、国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力に必要な資金の確保につとめるものとする。

( 第八条関係)

## 九 情報の公開等

国は、国際開発協力に対する国民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、国際開発協力に関する情報の公開に努めなければならないこと。( 第九条関係)

## 第二 国際開発協力計画

### 十 国際開発協力計画

- 1 政府は、国際開発協力に関する調査の結果並びに国際開発協力の実施の状況及び効果を勘案して、毎年度の国際開発協力に関する計画(以下「国際開発協力計画」という。)を作成し、これを国会に提出してその承認を受けなければならないこと。( 第十条第一項関係)
- 2 政府は、必要と認めるときは、前項の承認を受けた国際開発協力計画を変更することができること。1の規定は、この場合に準用すること。( 第十条第二項関係)

3 国際開発協力計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 ( 第十一条第一項関係 )

一 当該年度において行おうとする国際開発協力の対象とする国、事業の分野及びその分野における協力の方法

二 当該年度に開始される国際開発協力の案件で二年度以上にわたり実施が予定されているものについて、その案件の内容及び実施の期間

三 国際機関に対する出資等に関する事項

4 国際開発協力計画には、当該計画作成の基礎とした調査に関する報告、3各号に掲げる事項に係る見込額その他国際開発協力計画の参考となる資料を添付しなければならないこと。( 第十一条第二項関係 )

十一 計画に基づかない国際開発協力の禁止

1 政府は、十により承認を受けた国際開発協力計画に基づかない国際開発協力を行つてはならないこと。

ただし、災害に係る国際開発協力その他の当該年度中に緊急に実施する必要がある国際開発協力については、この限りでないこと。( 第十二条第一項関係 )

2 政府は、1 ただし書により国際開発協力を行つた場合には、速やかに、当該国際開発協力について国会

に報告しなければならないこと。(第十二条第二項関係)

## 十二 国会に対する報告等

- 1 政府は、毎年、政府が国際開発協力に関して講じた施策に関する報告を国会に提出しなければならないこと。(第十三条第一項関係)
- 2 1の報告には、開発途上地域の経済の動向、生活水準の動向その他国際開発協力の指標となる統計及び国際開発協力の効果についてなされる評価に関する報告が含まれていなければならないこと。(第十三条第二項関係)
- 3 政府は、国会に対し、必要な国際開発協力に関する資料を速やかに提出するよう努めなければならないこと。(第十三条第三項関係)

## 第三 国際開発協力に関する組織等

### 十三 国際開発協力庁

- 1 国際開発協力に関する国の行政事務を一体的に遂行させるため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、国務大臣を長とする国際開発協力庁を置くものとする。 (第十四条第一項関係)

- 2 国際開発協力庁は、国際開発協力計画の立案、国際開発協力に係る調査、研究及び評価、国際開発協力の企画及び実施その他国際開発協力に関する事務を行うことによつて、国際開発協力に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とするものとする。 (第十四条第二項関係)
- 3 国際開発協力に係る調査、研究及び評価、国際開発協力に従事する人材の養成並びに開発途上地域に派遣する者の訓練を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力庁に特別の機関として開発協力技術センターを置くものとする。 (第十四条第三項関係)

#### 十四 国際開発協力事業団

国際開発協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務等を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団を設立するものとする。 (第十五条関係)

#### 十五 派遣される者の職業の安定

国は、国際開発協力のため開発途上地域に派遣される者の生活の安定に資するため、職業の安定に関し必要な施策を講じなければならない。 (第十六条関係)

#### 十六 団体等への補助

政府及び国際開発協力事業団は、開発協力を行う地方公共団体、営利を目的としない団体その他の者で国際開発協力を行う上で適当と認めるものに対して補助することができること。(第十七条関係)

#### 十七 施行期日等

この法律は公布の日から施行し、第二章の規定は平成二年度以後に実施される国際開発協力について適用すること。(附則第一項関係)

#### 十八 海外経済協力基金及び国際協力事業団の解散

海外経済協力基金及び国際協力事業団は、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて国際開発協力事業団が承継するものとする。 (附則第二項関係)